

環境省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	各府省からの第1次回答		見解	補足
22	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	太陽光発電施設の設置に係る技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化	【現状】 自然公園における太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたっては、過去の事例や現地調査をもとに判断しているところだが、自然公園法施行規則第11条第12項(「国立・国定公園内」における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月環境省自然環境局))には許可基準が定性的で明確に示されていないため、審査が困難である。環境省が策定した環境影響評価法に関する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月)」を参考にするとともに、記載されている環境対策例が定性的であり、自然公園法上の審査事務に応用することは難しい。 【制度改正の必要性】 許可基準が明確に示されていないことから、特に、景観(自然公園法施行規則第11条第1項第3号の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」、第4号の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」、第5号の「屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと)」について、設置許可者である都道府県知事が、周辺の景観との調和に影響が認められると判断し、申請者へ施設の様式変更等の指導を行う際に、客観的に指導の根拠を示せず弱することができる。		自然公園法施行規則第11条第12項	環境省	石川県		茨城県、新潟県、静岡県、浜松市、兵庫県、岐阜市、竹田市、宮崎県	○当該では、太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたり、改正前の自然公園法施行規則の許可基準「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」に適合しないと判断し、不許可としたが、訴訟で敗訴した事例があることから、許可基準がより具体的に示されることで、許可者・申請者双方が客観的な判断が可能になるものと思われ。 ○明確な判断基準がなく、主観での判断で対応せざるを得ない、「著しい妨げにならない」などの表現で判断に迷うため、視野の何%阻害する場合は認めない等の具体的な判断基準を示された。 ○当該では許可を行った、太陽光発電設備の付近の土地所有者や地域住民等からの苦情等が発生しており、景観に配慮し、より明確な基準で指導できるようにするため、ガイドラインなどによる基準の明示が必要であるとする。特に、太陽光発電設備の新設等の許可基準のうち、本文に記載されている内容(色彩並びに形態や野生生物やその他風景景観に対する支障など)について具体的な判断や運用が難しく、一定の基準や指針などを示したい。 ○自然公園法施行規則第11条第12項第1項に例えば「主要な展望地から太陽光発電の工作物が見えないよう、同程度の高さの植栽を施すこと」等、具体的に追記の必要がある。 ○平成27年7月30日付で国立公園の許可、届出の取扱要領等太陽光発電の許可基準が新設された際に、国からガイドラインをできるだけ早くお知らせしよう努める」との意向が示されている。過去の経緯に沿ったものであり、妥当であると思われる。	自然公園法の許可基準への適合は、各行為の具体的内容と各行為地及びその周辺地形や植生、展望地等との位置関係等から個別に総合的な判断が必要である。特に、太陽光発電施設は立地等により見え方が異なる点も、開発面積が大きく、施設設置による環境・景観影響は地域の状況により多種多様である。そのため、法令で規定する基準以上に詳細な全国一律の定量的な基準を示すことは困難と考えています。したがって、ガイドラインは策定は考えていませんが、これも発達の国立公園での許可等の審査実績を集約・整理し、環境省としての一定の考え方について地方自治体にお示しすることを検討します。	自然公園法での許認可の審査に際し、地域の状況により個別に総合的な判断が必要であるのは、ガイドラインが策定されている風力発電施設の審査についても同様であり、太陽光発電施設に限らないため、審査において個別に総合的な判断が求められることはガイドラインを策定できない理由に該当しないと考えます。 全国一律の基準の設定は困難とのことですが、対象地域の特性によって場合分けをするなどして、その上のような観点に配慮して審査し許認可の判断をすまきかという定量的な基準を、客観的な形で示していただきたい。		
48	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けられた土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告した場合は、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れられることとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手続を明示し、周知する。	現在の手続上においては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手続を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」「併明の機会の付与(県)」「(回復)」「(土地所有者等)」「土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壌汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。 土地所有者等が、届出時点において土壌汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続上の無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。	土地所有者の手続きの簡易化及び行政事務の効率化	土壌汚染対策法第3条第7項、第3条第8項	総務省、環境省	愛知県、埼玉県	花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、千葉県、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都府、大阪府、茨木市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県	○土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。そのため、併明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げが生じている。 ○本市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壌汚染状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしい旨の苦情・相談が寄せられている。 ○①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度「土壌汚染対策法第3条第7項に基づく届出件数」4件)。②事務手続きの効率化が図られる。	(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものと報告した場合は、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることができるものとする規定を置くことについて) 土壌汚染対策法(以下「法」という。)、第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性は高いことから、土地所有者等へ必ず調査・報告してもらふ必要がある。 法第3条第1項ただし書きに基づき調査義務の一時免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合にも、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらふ必要がある。 そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならぬと規定したものです。 一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずること規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。 このため、法第4条の届出した場合は、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。 そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。 このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。 ただし、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環境水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査させた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の結果に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体が廃止されていないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。 ※ http://www.env.go.jp/water/dogo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf	法第3条第1項ただし書きに基づき調査義務の一時免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、都道府県知事が必要とする調査・報告の義務が必ず命令をしなければならぬという規定の必要性について、検討をいただきたい。 なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施すると認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告が可能としても支障はないと考える。			
59	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	大気汚染防止法等に基づく届出事務における届出事項の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京都にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、届出事項を電子署名に換えることができるとされているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。 届出事務は、種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。 また、当該様式には、「氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印すること(代えて、本人(法人にあつてはその代表者が署名することができる。))との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能であるが、代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を要する場合がある。	電子メール、クリックボタンの活用により、届出事務がデジタル化の大幅な推進を図ることができるとし、届出を行う事業者の負担が軽減される。 年間数百件ある届出事務において、デジタル化により管理・集計事務の負担が軽減される。	大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の5、第4〜第6の2 騒音規制法施行規則様式第1〜第4、第6〜第10 振動規制法施行規則様式第1〜第4、第6第10 水質汚濁防止法施行規則様式第1、第2の2、第5〜第7、第10、第10の2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1、第3〜第7 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7〜第9 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1〜第3の4、第6、第8	経済産業省、環境省	明石市	苫小牧市、宮城県、郡山市、前橋市、埼玉県、千葉県、神奈川県、川崎市、上田市、青森県、豊田市、豊田市、大阪府、岡山県、熊本県、大分県	○他道府県に本社を持つ事業者は当県にも多くあり、その中には対象施設を複数持つ事業者も多く、そのような事業者は代表者が年度ごとに替わる例も多く、届出のたびに代表者印押印は一定の負担になっていると考えられる。提出すべき日付の期限に間に合わせるため、普通している事業者も見受けられる。書類の信頼性の担保は一定確保されなければならないが、簡素化は制度全体の効率化につながるものと考えられる。 ○本市においても、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法に基づく届出を年間数千件受理しており、その窓口対応及びデータ集計等に多くの労力を要しており、改善が必要であると認識している。法定様式の押印又は署名欄の省略については、届出者の地位や権限の厳格な確認を要するもの以外は、基本的に行政や事業者の事務の負担軽減につながる。 ○当該においても大気汚染防止法等に基づく届出に関して全て紙による押印を求めているところであるが、本社が遠隔地にある場合には容易に押印できず、届出時の確認作業や文書管理等に時間と労力を要している。 ○本市においても様式の箇所に押印が必要であるため、箇所ごとに訂正が生じた場合、代表者の印鑑が容易に得られず、差し替え書類の提出に日数がかかってしまうケースがある。 ○電子署名を利用した届出の一部の届出を導入しているが、利用率が低い状態にある。電子届出が普及することにより、事業者、行政双方の負担軽減が見込まれる。 ○本市においても、本社が東京にある事業者や企業規模の大きな事業者については、代表者の押印が難しいとの申し出が寄せられている。	令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う」ことを予定しており、ご提案の行政手続についても必要な見直しを行ってまいりたいと考えています。	本市のみならず他都市においても同様の支障が生じていること、また、事業者及び行政双方の負担軽減が見込まれることから、押印及び本人署名を省略することについて、令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、2020年中の早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。			

環境省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を「当該対応方針決定年」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				自然公園法施行規則第11条第12項に規定する太陽光発電施設の設置に関する審査基準の運用に関し、さらに詳細に必要とされる事項や参考となる事例、審査実績等について、地方自治体等から収集、整理、分析した上で、令和2年度中には環境省としての考え方を示す。	5【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161) 自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県や地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に収集し、整理する。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方を記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知する。	通知	令和3年度	「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」について(令和4年3月30日付け環境省自然環境局国立公園課長通知)	
【三重県】 法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に予見可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。 しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。	【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解(一次回答)に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるという意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。		第一次回答のとおり、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことは、予見可能性の有無の観点から、法的に困難です。 また、自ら申請して法第3条第1項ただし書の確認(調査義務の一次的免除)を受けたにもかかわらず、当該者が土地の形質の変更の必要が生じた途端、進んで調査結果の提出をできるとするには、理がなく、法第3条第1項ただし書の確認(調査義務の一次的免除)を受けている以上、改めて土地所有者に調査義務をかける必要があるため、当該確認の取り直し(同条第6項)や調査・報告命令(同条第8項)といった行政行為が必要と考えられます。 このように、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。 この点、事業者は土地の形質の変更を行う場合必ず調査命令を受けることにつき予見可能性があることから、そのような規定がなくとも、計画的に法第3条第7項の届出や土壌汚染状況調査を実施することにより、円滑な事業実施が可能であると考えます。 なお、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を終る必要がないこと等については、第一次回答のとおり都道府県に通知するとともに、事業者への周知についても、可能な限り対応いたします。	5【環境省】 (7)土壌汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 〔措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)〕 (関係府省:総務省)	通知	実施済(令和2年11月25日)	措置済み:「土壌汚染対策法第3条第8項の土壌汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る期間又は弁明の機会との付与について」(令和2年11月25日付け環水大土発第2011251号)		
		【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、押印、本人署名ともに省略することにより、法的義務を負うものによる届出である確認が不十分となることについて懸念を示す意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等」について、2020年中に必要な見直しを行うこととしており、御提案の行政手続についても必要な見直しを行ってきたいと考えています。	5【環境省】 (2)大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法130)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。 (関係府省:経済産業省)	省令	令和2年12月28日公布・施行	措置済み:「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年環境省令第31号) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を<当該対応方針決定年>として示す			
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【沼津市】 プラスチック資源循環戦略の具体化に向けて検討の中で、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収し、リサイクルする仕組みの導入に向けて検討が行われているとの報道がありました。プラスチック製容器包装・製品を一括回収することになった場合も、本市で既に導入済のポリエチレン製指定ごみ袋により収集することになるのではないかと考えられます。指定袋はプラスチックの回収段階において欠かすことのできないものであり、プラスチック資源循環の実現に重要な役割を果たすものであります。素材もプラスチック製容器包装・製品と相違は無いことから、これらを一括してリサイクルする仕組みが実現されるよう期待しています。			令和2年9月1日に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合でとりまとめられた「今後のプラスチック資源循環戦略の基本的方向性」では、プラスチック製容器包装と製品をまとめてリサイクルすることが可能となる環境を整備することとされています。引き続き、本基本的方向性に沿って具体的な施策を審議し、今年度内に最終成案が得られるよう、検討を進めることとしています。	<令2> 【5【環境省】 (6) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環戦略に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省) <令3> 【5【環境省】 (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(iii) 市町村がプラスチック製容器包装廃棄物を回収する際に使用するプラスチック製の収集袋の再商品化については、市町村は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。))において、当該収集袋の再商品化を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する指定法人に委託できる(法32条)とあり、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。 (関係府省:経済産業省)	法律		新法である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回国会の審議を経て令和3年6月4日に成立、同月11日に公布され、令和4年4月1日から施行される。	プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環戦略に関する議論の中で必要な検討を行い、令和3年1月に「今後のプラスチック資源循環戦略のあり方について」が取りまとめられた。これを踏まえ、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日公布。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただき、令和4年1月19日に政省令・告示が公布された。
			A市の管理する終末処理場に一部事務組合がし尿受入施設を設置すること自体は制度上可能ですが、ただし、ご提案にある下水道広域化推進総合事業(以下、本事業)は、下水道管理者が事業主体となって行う事業を支援する制度であるため、下水道管理者ではない一部事務組合が本事業を活用することはできません。	【5【環境省】 (11) 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業については、地方公共団体における汚水処理の広域化・共同化を促進する観点から、下水道事業を行う地方公共団体が、委託により他の地方公共団体と連携して当該事業を活用してし尿受入施設の運営を行っている事例等を調査した上で、地方公共団体に令和3年中に周知する。 (関係府省:国土交通省)	通知等	令和3年4月	【国土交通省】 令和3年3月に各地方整備局を通じて地方公共団体に事例等を周知済み。また、令和3年4月に全国下水道主管課長会議にて説明。 なお、国土交通省下水道部HPにて、当該事例等を公表(令和3年4月) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizuko_kudo_sewerage.tk.000577.html 【環境省】 措置済み:国土交通省の調査結果「広域化・共同化の事例集」について、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼済み。	
			交付決定前着手の令和3年度からの導入に向けて、関係府省間で検討・調整を進めてまいりたい。	【5【環境省】 (12) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、農林水産省及び国土交通省)	通知	令和3年3月	措置済み:「地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領の一部改正について」(令和3年3月29日付け、2農振第3126号・2水港第2731号・国水下水事第60号・環境通発第2103254号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	
															補足資料
167	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金は、例年6月中下旬頃に交付決定が行われるが、自然公園施設等の工事は、道路や河川などの通常の工事と異なり、車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、作業員が徒歩で工事現場に向かう必要があるなど、小規模な工事であっても長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ、中山間地域等の積雪地帯においては、より一層作業工事可能期間が限られており、交付決定後の着工までの工期の設定が厳しく、大きな支障となっている。また、このことは、建設業における働き方改革の推進の制約となっていると考えられるほか、今後建設技術者の確保が厳しさを増す中で、これらに起因して工事の入札不調(不落札)の頻発等も危惧されるなど、円滑な環境行政の推進等に重大な支障が生ずることが懸念される。	交付金交付決定前着工の制度化により、約2箇月間の早期執行が可能となるとともに、業務の平準化が図られ建設業界の働き方改革にも資する。	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱	環境省	鳥根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会		福島県、茨城県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮崎県	○建設現場の人手不足が問題となっており、年度末の公共工事の重複を避けるため、交付金交付決定前着工の制度化は有効と考える。 ○自然環境整備交付金等については、例年、交付決定が6月頃となっている。本県の国立公園及び国定公園は山岳地域にあることから、入札不調の原由の一つとなっていることと建設業界における働き方改革の推進の制約となっている。 ○交付金交付決定前着工の制度化により、早期執行による円滑な事業実施、併せて建設業界の働き方改革にも資するものであり、必要な制度改正である。	自然環境整備交付金交付要綱(令和2年4月1日最終改正)第11及び環境保全施設整備交付金交付要綱(令和2年4月1日最終改正)第11に記載のとおり、「申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付決定を行うものとなっているが、特に着手を急ぐ事業については交付決定までの処理を進めることは可能なので、事業を急ぐ場合は、4月1日の内示以降、早期に交付申請するとともに、個別に担当へ相談いただきたいと考えています。 なお、本交付金では事前の審査により適正な交付金事業の執行を図るため、交付決定前着工によらず、上述の早期交付申請による早期交付決定により事業の円滑化を進めたいので、ご協力をお願いいたします。	個別対応による早期の交付決定処理については、対応をお願いする。しかし、県・市町村の申請書、並びに、多量の添付書類作成工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等)を取りまめに長期間を要し、国への申請は、従来どおりの5月中下旬頃とらざるを得ず、その後、国において早期の事務処理をされてもなお、予算内示から約か月間を要するものと思慮される。当該交付金事業の工事は車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、通常の工事と比較し、長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ積雪地帯においては、より一層作業工事可能期間に限られる。このような事情から、回答いただいた園における早期の交付決定処理では効果は極めて限定的であり、他府県では実施されている「交付金交付決定前着工」の制度化を、強く要望する。		
194	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金)の申請は、要綱や要領、マニュアル、レシピブック等、関係する資料が多岐に渡っており、多層的かつ複雑なものとなっている。具体的な検討を行う場合、交付の対象性や交付率の判断において、要綱等に明確に示されていない部分が多く、申請事務に支障をきたしている。 また、要綱等の改正、整理だけでなく制度全般の担当者向け説明会や研修会の開催が実現しは自治体の負担軽減につながる。H18.5作成のレシピブックに具体的に記載されているが、要綱、要領に位置付けられておらず、また、交付金サイトへの掲載もない。 ②施設を整備する時、各施設に係る基礎工事の交付率を判断する場合、要綱第5 交付限度額、同別表1、要領18項、19項及びマニュアル、面Q&Aを確認することになる。マニュアルでは、施設区分別の交付率(1/2、1/3)は代表的な機械と土木仕様しか掲載されておらず、機械設置に必要な基礎工事は1/2・1/3のいずれとなく判断できない。 要綱：循環型社会形成推進交付金交付要綱 要領：循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 レシピブック：循環型社会への改革・Recipe Book マニュアル：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル	交付対象等についての明確化が行われることで、申請の際の県及び市町村の事務が軽減され、効率化・適正化につながる。 また、要綱等の改正、整理だけでなく制度全般の担当者向け説明会や研修会の開催が実現しは自治体の負担軽減につながる。H18.5作成のレシピブックに具体的に記載されているが、要綱、要領に位置付けられておらず、また、交付金サイトへの掲載もない。 ②施設を整備する時、各施設に係る基礎工事の交付率を判断する場合、要綱第5 交付限度額、同別表1、要領18項、19項及びマニュアル、面Q&Aを確認することになる。マニュアルでは、施設区分別の交付率(1/2、1/3)は代表的な機械と土木仕様しか掲載されておらず、機械設置に必要な基礎工事は1/2・1/3のいずれとなく判断できない。 要綱：循環型社会形成推進交付金交付要綱 要領：循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 レシピブック：循環型社会への改革・Recipe Book マニュアル：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル	循環型社会形成推進交付金交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱等	環境省	神奈川県、栃木県、福井県、山梨県、新潟県、石川県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	北海道、宮城県、鶴岡市、茨城県、鹿沼市、八王子市、横須賀市、平塚市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、鳥取県、島根県、高松市、新原浜市、久留米市、長崎県、熊本県、竹田市	○交付金においては、補助金と異なり、特定の目的をもって交付するものであることから、施設の処理方法や整備内容について、柔軟な対応が可能である一方、整備する施設は必ずしも定型的ではなく、交付対象範囲の詳細を事前にマニュアル等により明確にすることは困難と見られることとなる。このため、当府でも、現状、事業者主体から事例の相談が多数寄せられているほか、会計検査院の実地検査において、事業者主体の解釈の相違から返還事例も少なからず発生している。環境省において、豊富な具体事例を踏まえて、何がどこまで交付対象となるのか整理されることは、事務量の減少や不適切な取扱いの回避につながるから歓迎するものである。 ○施設整備に関する計画支援事業の交付対象範囲が具体的に示されていないことから、交付対象となる施設や事業の範囲について、県民には果ては県民に確認しながら算定を進めており、交付対象事業費の算出に時間を要している。また、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」に基づき交付金額を算出する際に共通仮設費(率分)が算入補填料と労務者輸送費が交付されておらず、その他の共通仮設費などの基準に基づきどのような方法で算出するのか要綱のみでは判断が難しい状況である。 ○当市は令和3年度より、環境省が令和2年度に整備する浄化槽台帳システムへの平仄のための調査の実施を検討しており、その予算査定を今年度する必要があり、この調査が、循環型社会形成推進交付金における浄化槽整備効率化事業の補助金の対象となるためには、どのような調査内容、調査方法であれば良いのか等については今のところ詳細には規定されていないと認識している。よって、現状では、調査内容等が概ね決定した段階で補助対象になりうる個別に確認を取るか否かと考えているが、もし補助対象となるための詳細な規定、基準がある場合は、早期に明確にしたいと考えて、調査内容等の立案が可能になると考える。また、今後、建設工事の発注において、準備施設費等の考案や基礎工事の交付率が、1/2か1/3かの判断ができない可能性がある。実質的には県・国への相談や聞き取りによって個別に確認せざるを得ないと考えている。 ○廃棄物処理施設整備の交付対象経費については、積み上げて精算するもの、割合を乗じて精算し、戻り金があるものなど、算出基準が多岐にわたり複雑なものとなっている。そのため、交付の対象性や基準額を判断するためには、取扱要領だけでなく環境省より過去に発生された通知文、廃棄物処理施設整備の実務的側面等を踏まえて、申請事例に時間を要することとなっている。取扱要領やQ&Aの追加修正、担当者向け説明会や研修会が開催されればより迅速な交付申請が可能になると思われる。 ○循環型社会形成推進交付金については、要綱やマニュアル等の資料が更新ではなく新たに作成・通知されることが多く、どの資料を参考にすべきか判断に迷う。また、これらの資料は過去から更新されていないため、実際の処理との乖離が生じており、問い合わせ等の事務が増えている。 ○交付申請、地域計画の策定等については、関係資料がすべて交付金サイトに掲載されていないこと、関係資料が多岐にわたることと実際に必要な情報にたどりつくまで時間がかかり、無い場合には個別に問い合わせを行う必要がある。Q&Aを充実させるとともに、既存の資料をわかりやすく整理されたい。 ○施設整備の交付対象経費のうち、付帯工事費について、取扱要領には、必要最小限のものについて環境大臣に協議し承認を得た額と記載されており、対象事業範囲が判断できない。	循環型社会形成推進交付金等の申請手続きにつきましては、「循環型社会形成推進交付金サイト」に情報を集約し、自治体の負担軽減のための各種マニュアル、Q&A等を作成し、情報提供してきたところです。ご指摘を踏まえ、多岐に亘る資料の集約化による交付対象の明確化など、引き続き自治体の負担軽減に努めてまいります。 また、具体的な事務手続きを説明する担当者会議等も引き続き開催してまいります。	資料の集約化により交付対象の明確化を行う旨の回答をいただきましたが、集約化だけで交付対象を明確にすることは困難と見られます。どのような方法で自治体の負担軽減を行うのか、例えば、制度改正を踏まえてレシピブックを更新し、その中に具体的な施設の例をもとに交付率の明示を行う、交付金返還事例を分析、集約し、Q&Aを充実するなど、できるだけ具体的に示していただきますようお願いいたします。 最低限交付金返還手続きにならないよう、交付金制度に関する関連資料の整理が行われ、自治体職員との制度の理解促進、手続きの効率化(問合せ回数削減を含む)に資するよう取り組んでいただきたいと思います。 また、「循環型社会形成推進交付金サイト」については、各種手続き等に各種マニュアル(額の確定・地域計画等)や各種通知(財産区分等)等、交付金に関するものは全て掲載していただきますようお願いいたします。 さらに、具体的な事務手続きを説明する担当者会議については、制度概要や前年度からの変更点だけでなく、初任者向けに、交付金制度に係る関連法規や背景、各種手続き、手続きにおける注意点などの詳細についても説明していただきますようお願いいたします。		
195	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に必要最低限のものに限定すること	災害等廃棄物処理事業費補助金については、環境省地方環境事務所が調査をするに当たり、事前に災害等報告書の作成が求められている。その際、員数(件数)を確認するために全ての作業日報及び計量限長の添付が必要であったり、廃棄物や搬入搬出の車両状況等、同員数等の写真の提出を求められることとなり、災害対応に注力できない状況であった。	資料の添付については、災害という非常事態の中で必要最小限という観点で見直し(削減)を行うことで、県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができる。	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等	環境省	神奈川県、栃木県、福井県、山梨県、新潟県、石川県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	苫小牧市、釜石市、宮城県、仙台市、鶴岡市、福島県、茨城県、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、なかがき市、鹿沼市、八王子市、三浦市、浜松市、豊橋市、半田市、鳥取県、島根県、高松市、福沢市、鳥取県、徳島県、久留米市、長崎県、熊本県、竹田市、宮崎県	○令和元年東日本台風においては、被災から災害査定までの期間が短く、災害対応を行っている被災市町村にとって、膨大な添付資料が要求される災害報告書の作成は過重負担となつた。査定前日まで報告書作成に追われていた市町村もあつた。添付資料は処理事業費推計に必要な最小限のものや定型化するなどの改善が必要。 ○災害が発生した場合は災害廃棄物処理に対応する中で、災害等報告書を作成してはいけないうえ、大抵は負担となる。提出資料にはカラー写真も必要となる場合があり、庁内で利用に制限のあるカラーコピー機を多用して資料を作成する。作業時間が多かかっつてしまつた。また、提出資料が交付要綱等と明確になっていないものもあり、県や市への確認作業に時間がかかることがある。 ○災害時には避難所等へ人員配置などにより、人員が不足することが懸念され、必要となる人員が必ずしも確保できない可能性がある。そのため、少数の人員でも災害対応を適切に実施することが望ましいと考える。 ○当市でも、昨年の台風被害において当該補助金を利用する際、大量の提出資料を求められ、災害対応に注力できない状況となつたことから、制度の改正を希望する。 ○災害廃棄物の処理に際しては、多量に発生した廃棄物を迅速に処理する必要があることから、非常事態宣言が発せられるほどの大規模災害が発生した場合には、自治体として極度に混乱した事態が想定され、事態の終了時期も見送せず多量の災害報告書の作成に取り組み職員の心的苦勞や疲弊は多大なものであり、睡眠・休養の機会を減少させ、体の異変、精神疾患の発症なども懸念される。また、災害報告書作成に時間を要し、廃棄物処理が滞つてしまった場合には、廃棄物の腐敗化や感染症など二次的被害にも繋がること懸念される。そのため、災害対応に力を尽くせるよう添付資料の簡略化など整理を望んでほしい。 ○当市においても当該補助金を活用した実績があるが、災害廃棄物の受入と並行しながら補助金に係る一連の事務を滞りなく遂行するにはあつたは、特に規模の小さい自治体ではマンパワーの不足を実感した。 ○発災時におけるマンパワーの不足は、以前から指摘されているところである。また、補助金も申請の支出が求められることとあり、事務の簡素化は、早期復旧に資するものと考えている。 ○災害等廃棄物処理事業費補助金については、被災報告の提出までの期間が長く、添付書類の準備と災害廃棄物処理を同時に行うことは、被災経験が多くの自治体や人手が足りない中小規模自治体にとって大きな負担である。 ○発災から災害報告書の提出期限が短いことから、報告書作成の事務量が増えれば災害対応が遅延することとなる。報告書によって事業費の総額を確定することも重要であるが、その員数等の確認に要する添付書類を抽出したものにすると、初期の対応に支障がないようにしていきたい。	災害等廃棄物処理事業費補助金の調査は、「内閣府・厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づき実施しており、災害査定において事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要となることとする。 環境省としても、被災直後の自治体の負担を軽減し、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう取り組みが重要であると認識しています。 このため、従来より必要最低限の帳票や写真等の添付をお願いしてまいりましたが、何百枚もの写真の提出を求められたり状況に鑑み、改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を促して参ります。なお、災害が短くつてから期間が短いため、災害報告書への帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらおうと思っております。 【補足】 災害査定においては、写真等の資料により被災の事実、災害等廃棄物の処理状況等を確認のうえ採否を決定するため、被災状況等が確認できないものについては、補助の対象とならない場合があります。災害廃棄物の処理が進むと、調査の際に災害廃棄物や処理の過程で必要であった機材等が確認出来ないこととなるため、当該補助金が申請される内容については、事後でも確認出来るよう写真を残していただきますようお願いいたします。	御回答いただいているとおり、必要最低限の資料を求めていただくにも関わらず、実質的には災害査定の際に、被災自治体は過大な資料を添付することとなっている。災害時においては被災自治体の奮がられている状況もさきまでであり、必ずしも個別名称の資料がそろえられる可能性がない場合もあることから、幅広く規定されているためであると思料します。 そのため、災害時の事務負担を考慮したうえで添付資料が必要最低限となるよう、例えば、金額の確認のため〇〇の資料を添付する、補助した廃棄物の種類の確認のため処理先別に搬出車両に廃棄物を積載した状態の運輸車両の写真を添付する、など、あらかじめ必要資料とその目的を具体的に整理し、要領、災害関係業務処理マニュアルの改正(平成28年の通知を出した際踏襲した要領の改正を含む。)等の措置を講じていただきますようお願いいたします。 また、提案団体として、別添の添付書類案を提案します。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				提案等を踏まえ、交付決定前着工(着手)の導入について検討・調整を進めて参りたい。	5【環境省】 (10)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	要綱	令和3年4月	措置済み・やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について、各交付金の交付要綱に規定した。 自然環境整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正) 環境保全施設整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正)	
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		ご提案を踏まえ、レシビブック等の改訂について検討いたします。	5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。	通知等	令和3年3月	措置済み・「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」(令和3年3月環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行い、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、被災市町村の負担軽減を図り、災害対応に注力する観点から、市町村等の実務を担当する担当者向けの災害関係業務事務処理マニュアルにおいて、必要最低限の書類をできる限り明確にした上で、地方公共団体に令和2年度中に通知する予定です。	5【環境省】 (8)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	通知等	令和3年2月	措置済み・災害関係業務事務処理マニュアル(令和3年2月改訂版 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を改正し、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	